

工事成績評定等実施要領の第9及び第10の規定による  
説明請求等の取扱について

- 第1 本運用は、「工事成績評定等実施要領」に定める工事成績評定等に対して、説明請求の申し出があったときの対応を円滑に進めることを目的とし、その手続きを以下のとおり定めるものとする。
- 第2 発注機関の長は、受注者から工事成績評定等実施要領（以下「要領」という。）第9、第10の規定による書面（別記第3号様式）により説明を求められた場合は、これを受理するものとする。
- 第3 発注機関の長は、前項による説明請求を受理した場合は千葉県情報公開条例第7条に規定する開示請求がなされたものとみなし、要領第11条第1項の規定により千葉県建設工事検査要綱別記第4号様式の工事成績評定表、工事成績採点の考査項目別運用表、「施工プロセス」のチェックリストの写しを添付し、別記第2号様式により速やかに回答するものとする。  
なお対応者は、発注機関の長が指名するもの（評定者以外の者が望ましい）をあてるものとする。
- 第4 第3に定める回答にあたっては、要領第11条第2項の規定により工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。（別記第13号様式）
- 第5 工事成績評定評価委員会の委員長は、発注機関の長から受注者の評定点等について意見を求められた時は、「工事成績評定評価委員会規則」第4条の規定により、速やかに委員会を招集するものとする。
- 第6 工事成績評定評価委員会は、受注者の工事成績評定点等についての意見の回答内容を審議し、発注機関の長に別記第5号様式により回答するものとする。
- 第7 第3の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日以内に書面（別記第3号様式）により、発注機関の長に再説明を求めることができるものとする。
- 第8 再説明を求められた発注機関の長は、別記第6号様式により回答するものとする。  
2 回答にあたっては、「千葉県入札監視委員会」の審議を経てから回答するものとする。  
3 発注機関の長は、「千葉県入札監視委員会」に諮問する場合には、別記第7号様式により県土整備部技術管理課長を経由して千葉県入札監視委員会委員長に依頼するものとする。
- 第9 発注機関の長は、必要と認めた場合は受注者に対し工事成績評定点等について、要領の手続きに入る前に、十分な説明及び指導をするものとする。

附則 平成24年4月1日から施行する。

附則 令和6年4月1日から施行する。

【参考】

成績評定結果に関する説明請求及び再説明請求の手続き

